

平成27年12月中川村議会定例会議事日程（第4号）

平成27年3月20日（金） 午後2時00分 開議

- 日程第1 議案第22号 平成27年度中川村一般会計予算
- 日程第2 議案第23号 平成27年度中川村国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第3 議案第24号 平成27年度中川村介護保険事業特別会計予算
- 日程第4 議案第25号 平成27年度中川村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第5 議案第26号 平成27年度中川村公共下水道事業特別会計予算
- 日程第6 議案第27号 平成27年度中川村農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第7 議案第28号 平成27年度中川村水道事業会計予算
- 日程第8 議案第29号 中川村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第9 議案第30号 平成26年度中川村一般会計補正予算（第7号）
- 日程第10 請願第1号 米価対策の意見書を求める請願
- 日程第11 請願第2号 T P P交渉に関する請願
- 日程第12 請願第3号 地方自治の堅持を日本政府に求める意見書提出に関する請願書
- 日程第13 発議第1号 政府による米価対策を求める意見書の提出について
- 日程第14 発議第2号 T P P交渉に関する意見書の提出について
- 日程第15 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（10名）

- 1番 高橋昭夫
- 2番 湯澤賢一
- 3番 松澤文昭
- 4番 鈴木絹子
- 5番 中塚礼次郎
- 6番 柳生仁
- 7番 小池厚
- 8番 大原孝芳
- 9番 山崎啓造
- 10番 村田豊

説明のために参加した者

- | | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 村長 | 曾我逸郎 | 副村長 | 河崎誠 |
| 教育長 | 下平達朗 | 総務課長 | 福島喜弘 |
| 会計管理者 | 中平千賀夫 | 住民税務課長 | 菅沼元臣 |
| 保健福祉課長 | 中平仁司 | 振興課長 | 富永和夫 |
| 建設水道課長 | 米山正克 | 教育次長 | 座光寺悟司 |
| 代表監査委員 | 鈴木信 | | |

職務のために参加した者

- 議会事務局長 米山恒由
- 書記 松村順子

平成27年3月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成27年3月20日 午後1時00分 開議

- 事務局長 　ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)
- 議長 　ご参集ご苦労さまでございます。
- ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。
- 本日の会議日程は、お手元に配付をしたとおりであります。
- 日程第1 議案第22号 平成27年度中川村一般会計予算を議題といたします。
- 本案は去る2日の本会議において予算特別委員会に付託をしてあります。
- 予算特別委員長より審査結果の報告を求めます。
- なお、報告は総括的な内容報告としていただき、細部については質問等によりお答えをいただくようお願いをいたします。
- 予算特別委員長 　それでは、特別委員会、平成27年度中川村一般会計予算審査報告を申し上げます。
- 去る3月2日、議会本会議において当予算特別委員会に付託されました議案第22号 平成27年度中川村一般会計予算について、12日、13日、16日、17日の4日間にわたり役場第1第2委員会室において委員全員出席のもと、関係課長、係長に説明を求め、慎重に審査を行いました。
- 審査の結果は委員全員の賛成により原案通り採択すべきものと決しました。
- 審査の中で出された意見は次のとおりであります。
- 説明してまいります。
- 教育委員会。
- 総務教育係・給食センター。
- 放課後子ども教室について「どのようになっていますか。」との問いに「児童クラブは保健福祉課でしている。大草城址公園での指導は週1回、大草、片桐の子どもが集まり、楽しく、よい遊び仲間が集まっている。成果はよく、交通手段は村のバスを利用している。」との説明でした。
- 「工事の発注はどのようにしていますか。」との問いに「副村長をトップに選定委員会で決めています。」との説明でありました。
- 社会教育係。
- 満蒙開拓について「中川村でもかかわった方がいる。語り部などのイベントができないか。」の問いに「歴民館で阿智村から資料を借りてきます。」との説明でした。
- 「サンアリーナの音響が悪いが、調整は。」との問いに「スピーカーが多過ぎる。配置など検討します。」との説明でした。
- 「アンフォルメル」の資料整理がおこなわれているが、美術館の雨漏りなどどのように検討されているか。」との問いに「資料整理は専門家の知識が必要、今までの方が体調を

崩したためおこなわれている。雨漏りの修繕は建物自体が特殊、外観を損なわないように対処している。」との説明がありました。

　　社会教育に対して賛成討論がありましたので報告いたします。

　　「外から見た中川村、中から見たときの中川村は村のよさが見えない。外から見ると大変すばらしい。自信を持って頑張ってもらいたい。」との発言がありました。

　　続きまして総務課。

　　企画広報係。

　　「村独自のチャンネルとは、」との問いに「中川村専用のチャンネル、11チャンネルになる予定。」との説明でした。

　　「地域おこし協力隊が3人になる。仕事の内容は。席は振興課ですか。」との問いに「農業関係、ジビエ販売開拓など、再生エネルギー関係など、仕事に制約はつけない。3年で自立する。席は振興課になります。」との説明でした。

　　「公有財産を10年、20年、30年の将来的なシミュレーションができるか。」との問いに「できる。公共施設総合計画などで運用反映していきます。」との説明でした。

　　庶務係。

　　「資料の保存はどのようにされているか。」との問いに「1年、5年、10年、永年などの決まりがある。」そうであります。

　　「資料の処理は適正にされているか。」との問いに「専門業者が責任を持って処理をしている。廃棄物は処理工場に直接運ばれる。」との説明でありました。

　　交通防災係。

　　「葛島防災倉庫はどこに移動するのか。電気は要らないか。」との問いに「現在の場所は大水のとき近づけない。発電所の前、3部詰所横、中電の土地を交渉している。電気はつきません。」との説明でした。

　　財政係。

　　交付税、税収の仕組みについて詳しい説明がありました。

　　会計室。

　　「コンビニ収納の増えている要因は。」との問いに「コンビニは24時間手続きができます。」との説明でした。

　　議会事務局。

　　「議員分共済はいつまでですか。」との問いに「制度がある限り続きます。」との説明でした。

　　建設課。

　　建設係。

　　「橋梁事業3カ所、メンテナンス会議で決めますか。」との問いに「メンテナンス会議で決めました。」との説明でした。

　　「竜東線期成同盟会はいつまでですか。」との問いに「駒ヶ根、飯島、中川で改良が終了するまであります。」との説明でした。

　　「中川美し隊の300万円の使い方は。」との問いに「予算は300万円の範囲、地区で

できない所など取り組みます。」との説明でありました。

国土調査係。

「不在地主についてわからない所はないか。」との問いに「連絡確認はできています。墓などが多い。」との説明でした。

「国土調査は終わりがないか。」との問いに「明治にできたものが正確性に欠けるので調査をしている。やるか、やらないかは自治体の考え。中川村は全部やる。全国では、まだ50%くらい。」との説明でした。

振興課。

耕地林務係。

「保育枝打ち、間伐などについてどのようになっているか。」との問いに「売れるものは市場に、その他のものはチップにしている。収入は70万円ほどを見込んでいる。」という説明でありました。

「松くい虫が増えている。対策は。」との問いに「ここ数年増えているが、補助対策は最先端、北のほうのみ、村では緊急的に90万円用意してある。」との説明でありました。

農政係。

「県に里親として届け出は何人か。中川村に残ってもらえる方の方策は。辞めたときはどのようになりますか。」との問いに「里親は8人。きちんと面接し、対応。辞めても仕方ないが、1年以内は支援金の返還となっています。」との説明でした。

「モンキードックについて希望者に対する村の考えは。導入した地域では効果が出ていると聞いています。」との質問に「声は聞いている。やりたい方がいれば、費用がかかるので補助を考えたい。申し込み要綱など検討したい。また、猿にGPSなど検討し、居場所の確認も必要。犬の訓練は一度だけでない。地域の合意も必要。」との説明でありました。

商工観光係。

「陣馬形山の森の公園整備は27年で終わりか。建物をきちんとして誰かに貸し出す方法は。村に金が落ちないなどワークショップでの意見を聞いていますか。」との問いに「ことしは炊事場の整備、避難所の設計、長寿命化が目的、多目的に使ってみたい。避難小屋の目的は守りたい。」との説明でありました。

「空き家バンク、ホームページで見られるか。不動産会社との打合わせは。」との問いに「ホームページで見られます。外観など。制度に乗れば宅建業者を通じて契約できます。」との説明でした。

住民税務課。

生活環境係。

「桑原の水質の測定は年何回か。天竜川の水質の状態は泳げるか、」との問いに「桑原の測定は年1回、天竜川の測定は年2回。水の状態はいい。泳げるかどうかは個人の判断で。」との説明でした。

「リニア関係の測定器の測定項目は。結果の報告はいつごろ届きますか。」との問い

に「項目は15項目。内容につきましては各議員に配付してあります。粉じん、騒音は含まれない。7月から8月に20日以上24時間行う。データは2ヶ月くらいかかる。制度の高いコンテナは空いていない。詳しくは県のホームページに出ております。」との説明でした。

税務係。

「たばこ税はどのようになっていますか。」との問いに「村内販売業者の分は全部中川村のたばこ税として入ります。」との説明でした。

「税の滞納者の取り扱いはどのようになっていますか。」との問いに「少額なものは担当者が2人体制で訪問、電話などの話し合いをして、分納性などの対応、大きなものは県の滞納整理機構をお願いしている。」との説明でありました。

住民係。

「個人番号制は、すべての情報が入る。役場でのメリットは。情報漏えいはないか。」との問いに「村民全員に通知を出す。カードは必要な方に出す。住民係でデータを出すときに証明書が要らなくなり便利。福祉の面では必要で、わかりやすい。情報漏えいはない。カードには情報は入っていない。」との説明でありました。

「住基カードはいつまで発行ですか。」との問いに「平成27年12月まで。」との説明でした。

保健福祉課。

地域福祉係。「中川村に障がい者福祉施設がない。どのようにすればできますか。」との問いに「自治体でしているところもある。事業者が始めるとすれば、財政面の支援はできると思う。」との説明でありました。

保健医療係。

不妊治療について「金額の根拠はどうなっていますか。」との問いに「実績として30万円を超えていない。年2~3件であります。県から補助が出る。支払った残りに対して10万円を補助している。内容には個人差があります。」との説明でした。

「精神的な障がいのある方の把握はどのようになっていますか。」との問いに「保健の分野で難しい。精神科に通っている方は申請してもらいたい。自己申告でフォローが難しい。」このような方たちの事案は少ないようであります。

高齢者福祉係。

「布おむつリース代2万円の補助では少ないのでは。紙おむつにきれい変えられないか。」との問いに「以前、紙おむつの処分が大変との声があった。財源についてもさまざまに考えたが、保険料に跳ね返ってくることもあり、結論に至っていない。」との説明でした。

「麦の家、家族など、村内の民間施設への利用料など補助はできな。水道料など大きな負担と聞きます。」との問いに「一般論として民間施設への補助はできないと思う。水道料は公共施設も当然負担しています。」との説明でありました。

保育所係。

「臨時保育士が多くなった。子どもの年齢により手当を出すようにした。」との説明

がありました。

それから、「みなかた保育園プールの水漏れが多くなってきた。今までペンキ等で修繕してきたが、うまく修繕できなかつたので324万円かけ本格的に防水工事をします。」との説明がありました。

「賄でアレルギー対策について、弁当など持ってくるのか。保育料などに還元しているか。」との問いに「弁当は持ってきていない。アレルギーの子どもは増えているが、年齢で食べられない子も、改善されてくる子もいる。アレルギーの子については、みなかたでもって7人、片桐で8人、合計15人です。」との説明でありました。

「保育の早番、遅番の対応は。有資格者が保育をしているか。」との問いに「早番は7時半～8時半、遅番は4時～6時半で、2人体制で、どちらかが有資格者であればよい。」との説明でした。

「臨時を都合よく使っていないか。身分保障は。」との問いに「半年ごとの更新で1年お願いしている。再募集もしている。今後、嘱託なども考えていることもある。専門の方の確保が難しくなってきた。」との説明でした。

以上、審査結果の内容を申し上げて報告といたします。

○議長 委員長報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

○2番 (湯澤 賢一) 反対討論、賛成討論で、ちょっとありますので、おくれましたがお願いいたします。

それでは、平成27年度一般会計予算について、幾つか予算執行に当たっての問題点を指摘させていただきますが、全体としては賛成の立場での討論を行います。

政府は27年度の地方財政対策としてまち・ひと・しごと創生総合戦略を打ち出しました。早速、地方6団体は期待の声明を公表しておりますが、一方では、またかという声も地方自治体の内部にあるとマスコミは伝えております。またかと思うのは根拠がありまして、平成19年に政府は地域活性化統合本部会議を立ち上げまして、希望と安心の国づくりに取り組むとのキャッチフレーズの地方再生戦略を打ち出して、地域活性化生活対策臨時交付金などの名目で、自治体が、それこそ、その対応に追われるほどに次々と交付金を交付しましたことは、まだ記憶に新しいことでもあります。合併問題が一段落して、実質公債費比率などの財政指数で脅かされて、中川村も財政の心配があったところで、確かに、このことは助かった一面があったことは現実かもしれません。しかし、この地方再生戦略は、結局、一発的な継続性のないもので、全体としては、地方は再生しませんでした。当時より今のほうがよくなったと思う人はほとんどいないと私は思います。その後、民主党との政権交代などがありましたが、地方が

抱える問題は、結局、さらに症状が重くなって、地方の疲弊は一段と進み、石破担当大臣は、今度は再生ではなくて創生だと言っております。もらえるものはもらったほうが得だと日本中の自治体が思ったときから、結局は、財源は国民の税金ですから、国全体の財政がさらに悪くなって、消費税を5%から8%へ、そして、さらに10%にせざるを得なくなり、介護保険の改悪など、社会保障関連は悪化の一方であります。地方再生戦略の失敗を反省せず、今後は地方再生総合戦略と名を変えて繰り返す。ここで村は5ヶ年の総合地方版総合戦略を策定せざるを得ず、それに沿って次年度予算ではかじを切らざるを得ないのでしょうか、TPPに取り組む国の姿を見れば、5年後に地方が今抱えている問題を解決しているとは到底思えません。誰もそんなことは信じていないと思うんですが、今よりもっと悪くなる可能性があるかもしれません。いわゆる対処療法で一時しのぎをするのではなく、地方が疲弊してしまった本当に原因に対する誠実で根本的な解決策を求める声を地方からもっともっと強く上げていく、地方自治体としての努力は、今後、さらに続けていただくことを強く求めたいと思います。

また、本定例会に上程された予算の委員会での審査の中で明らかになったことは、職員がすごく忙しいということでありました。職員が忙しくて、そこまで手が回らないとか、残業が多くて家庭での時間がなかなかとれないとか、疲労の状態になる職員が以前に比べて多いなどの意見が聞かれました。確かに、夜遅くまで電気がつき、残業して頑張っている職員の姿を見かけます。現在、職員数は71名であります。私は、村が目標としている計画では、職員数は81名だと思っていましたので、調べてみました。2006年に作成された村の集中改革プランでは101人いた職員を10年で20人減らす計画でありました。村の職員定数条例は81人としています。当時は、それはかなり無理な計画ではないか、そんなに減らして大丈夫かと思いました。10年前に想像したよりも現在のほうが仕事量が少ないとは到底思えません。むしろ地方分権などで役場がやらなくてはならない仕事量はかなり多くなっているはずで、81人から10人少ない71人の職員数に無理があるのではないかと、職員の過労と責任の重さ、また守備範囲の広さなどで鬱病など心配ないか、職員の管理、職員の健康管理の面からも、今後、検討していただくことを求めます。

27年度の予算審査では、予算特別委員会へ付託をし、全員で審査する方法を始めてとっていただきました。何分にも初めてのことで説明する側も説明を受ける側にも戸惑いがありました。私としては、説明資料に物足りなさやわかりにくさを感じました。このことにつきましては、これからの問題として別の場での研究に移りますが、これによしとしないでいただきたいと思えます。

本定例会に上程されました27年度予算全体につきましては、今の体制の中で村民の生活に精いっぱい心を配った予算と考え、賛成討論といたします。

○議長 ほかに討論はありませんか。

○5番 (中塚礼次郎) 私は、27年度予算について賛成の討論をいたします。

政府は、アベノミクスにより大企業よりしたたれ落ちた利益がだんだん私たちのと

ころまで、いずれはこぼれ落ちてくると言います。大手企業での春闘でのベースアップが大きく報じられておりますが、私たちのところには、いつこぼれ落ちてくるのでしょうか。こんな経済状態ですが、来年には消費税は10%導入が決められており、私たちの生活は、ますます大変な状態に追い込まれます。

村の財政も厳しい中、限られた予算でそれぞれの事業を効果的に遂行しなければならない。理事者や職員の皆さんにはご苦勞をかけなければなりませんし、村民の皆さんにもご理解をいただかなければなりません。

財政の健全化比率では6.6%と前年度を1.3%改善がされ、財政状況の健全が保たれていますが、27年度は医療、介護、福祉など国の制度改正がさまざまあり、厳しい財政運営となります。今後、国の動向などを見定める中で、村民の安全・安心の村づくりに向けてさらに努力いただくことを希望して、賛成討論といたします。

○議 長 ほかに討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで討論を終わります。
これより採決を行います。
なお、これより行う各新年度予算の採決は起立によって行います。
議案第22号に対する委員長報告は可決です。
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議 長 起立全員です。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第23号 平成27年度中川村国民健康保険事業特別会計予算
日程第3 議案第24号 平成27年度中川村介護保険事業特別会計予算
及び
日程第4 議案第25号 平成27年度中川村後期高齢者医療特別会計予算、
この3議案を議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本案は去る2日の本会議において予算特別委員会に付託してあります。
予算特別委員長より審査結果の報告を求めます。

○予算特別委員長 それでは、特別委員会、平成27年度中川村国民健康保険事業特別会計予算審査報告を申し上げます。

去る3月2日、議会本会議において当特別委員会に付託されました議案第23号 平成27年度中川村国民健康保険事業特別会計予算について、12日、役場第1、第2委員会室において委員全員出席のもと、関係課長、係長に説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、委員全員の賛成により原案のとおり採択すべきものと決しました。
審査の過程で出された意見は次のとおりです。

「新事業、ヘルスアップ事業の予算の根拠は。計画をすれば予算を大きくできるか。」補助率は100%であります。事業の内容は生活習慣病対策を初めとする被保険者の健康増進、糖尿病等の発症や重症化予防等の保険事業を、保有しているデータを活用し、

PDSAサイクルであります。この内容は事業活動における管理業務を円滑にする手法だそうであり。に沿った効果的かつ効率的な保険事業を実施するであります。「予算は人口で決まる。初めから大きな予算は計画に無理が出る。地道にしていこう。初めての事業なので身の丈を越えない計画でいく。29年までには県に報告します。この事業が妥当か否かはこれからです。」との報告でした。

以上、審査結果の内容を申し上げ、報告とします。

次に、去る2日の会議において当予算特別委員会に付託されました議案第24号 平成27年度中川村介護保険事業特別会計予算について、12日、役場第1、第2委員会室において委員全員出席のもと、関係課長、係長の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、委員全員の賛成により原案のとおり採択すべきものと決しました。

審査の過程で出されました意見は次のとおりです。

「26年度より費用が大きく減った要因は。」との質疑に対し「施設整備が落ち着いた。高齢者の伸びが横ばい。」との説明でした。

「認定の適正は、」との問いに「国の判断基準で行っている。不公平にならないように認定している。」との説明でありました。

「地域支援事業の予算は反映されているか。」との問いに「医療と介護の連携、認知症対策、生活支援サービスを柱に準備し、29年にスタートできるようにしていく。」との説明でありました。

以上審査結果の内容を申し上げ、報告とします。

去る3月2日の本会議において当予算特別委員会に付託されました議案第25号 平成27年度中川村後期高齢者医療特別会計予算について、12日、役場第1、第2委員会室において委員全員の出席のもと、関係課長、係長に説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、委員全員の賛成により原案のとおり採択すべきものと決しました。

後期高齢者医療特別会計は、4,590万円となっております。

以上、審査の結果の内容を申し上げ、報告といたします。

○議 長 委員長報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

まず、議案第23号の採決を行います。

○議 長 本案に対する委員長報告は可決です。
 本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
 [賛成者起立]
 起立全員です。よって、議案第 23 号は委員長報告のとおり可決されました。
 次に、議案第 24 号の採決を行います。
 本案に対する委員長報告は可決です。
 本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
 [賛成者起立]
 ○議 長 起立全員です。よって、議案第 24 号は委員長報告のとおり可決されました。
 次に、議案第 25 号の採決を行います。
 本案に対する委員長報告は可決です。
 本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
 [賛成者起立]
 ○議 長 起立全員です。よって、議案第 25 号は委員長報告のとおり可決されました。
 日程第 5 議案第 26 号 平成 27 年度中川村公共下水道事業特別会計予算
 及び
 日程第 6 議案第 27 号 平成 27 年度中川村農業集落排水事業特別会計予算、
 この 2 議案を議会会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。
 本案は去る 2 日の本会議において予算特別委員会に付託してあります。
 予算特別委員長より審査結果の報告を求めます。
 ○予算特別委員長 それでは、特別委員会、平成 27 年度中川村公共下水道事業特別会計予算審査報告を
 申し上げます。
 去る 3 月 2 日の議会本会議において当予算特別委員会に付託されました議案第 26
 号 平成 27 年度中川村公共下水道事業特別会計予算について、16 日、役場第 1、第
 2 委員会室において委員全員の出席のもと、関係課長、係長に説明を求め、慎重に審
 査を行いました。
 あわせて合併浄化槽についての説明もありました。
 審査の結果、委員全員の賛成により原案のとおり採択すべきものと決しました。
 審査の過程で出された質疑は次のとおりです。
 合併浄化槽の検査について「専門家が年 4 回検査をしている。県の検査は事業所の
 監督を審査すべきではないか。会員は疑問に思っている方もいる。天下りに見える。」
 との問いに「合併浄化槽は住宅の一部という考え。村内は 6 社、有資格者が検査をし
 ている。検査については全戸に通知している。検査は法定検査で、合併浄化槽設置者
 の義務となっている。」との説明でありました。
 「下水の歴史が浅い、公共下水をやめて合併浄化槽にしたところもあると聞く。今
 後は同じように保っていけるか。」との問いに「アセスマネジメント、高度成長でイン
 フラ整備をしてきた。県下でも下水の将来性の見通しなど検討が始まっている。30 年
 後には借り入れがゼロになる見通しであります。」との説明でありました。

以上、審査結果の内容を申し上げて報告とします。
 去る 3 月 2 日、議会本会議において当予算特別委員会に付託されました議案第 27
 号 平成 27 年度中川村農業集落排水事業特別会計予算について、16 日、役場第 1、
 第 2 委員会室において委員全員出席のもと、関係課長、係長に説明を求め、慎重に審
 査を行います。
 審査の結果、委員全員の賛成により原案のとおり採択すべきものと決しました。
 審査の過程で出された意見は次のとおりであります。
 「返済はいつまでか。」との問いに「平成 5 年から始まっている。40 年くらいかか
 る。ピークは過ぎた。」との説明でした。
 以上、審査結果の内容を申し上げ、報告といたします。
 ○議 長 委員長報告を終わりました。
 これより委員長報告に対する質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議 長 質疑なしと認めます。
 これより討論を行います。
 討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議 長 討論なしと認めます。
 これより採決を行います。
 まず、議案第 26 号の採決を行います。
 本案に対する委員長報告は可決です。
 本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
 [賛成者起立]
 ○議 長 起立全員です。よって、議案第 26 号は委員長報告のとおり可決されました。
 次に、議案第 27 号の採決を行います。
 本案に対する委員長報告は可決です。
 本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
 [賛成者起立]
 ○議 長 起立全員です。よって、議案第 27 号は委員長報告のとおり可決されました。
 日程第 7 議案第 28 号 平成 27 年度中川村水道事業会計予算
 を議題といたします。
 本案は去る 2 日の本会議において予算特別委員会に付託してあります。
 予算特別委員長より審査の結果の報告を求めます。
 ○予算特別委員長 それでは、特別委員会、平成 27 年度中川村水道事業会計予算審査報告を申し上げま
 す。
 去る 3 月 2 日の議会本会議において当予算特別委員会に付託されました議案第 28
 号 平成 27 年度中川村水道事業会計予算について、16 日、役場第 1、第 2 委員会室

において委員全員出席のもと、関係課長、係長に説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、委員全員の賛成により原案のとおり採択すべきものと決しました。

審査の中で出された意見は次のとおりであります。

「水道が濁るとの話聞くが、どのようになっているか。」との問いに「6月ころ沢入り水源で工事などの濁りなどで濁った。通常の濁りはフィルターできれいにできる。通報がおくれたため処理がおくれた。ダクト計やフィルターの取りかえをしたい。」との説明でした。

「修繕や委託の発注方法はどのようになっていますか。」との問いに「危機は実績のある専門業者に発注。工事のときに管路の入れかえなどもしています。」との説明がありました。

「配水池が老朽化している。地震などシミュレーションはできているか。水道計画で四徳川の取水について検討はされていますか。」との問いに「地震マニュアルはない。夏場、冬場の濁水が心配。老朽化は水道ビジョンに入っている。四徳川の水源問題は、まだ進める状況にない。水利権の更新に合わせて準備が必要です。」との説明でした。

以上、審査結果の内容を申し上げ、報告といたします。

○議 長 委員長報告を終わりました。
これより委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
本案に対する委員長報告は可決です。
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議 長 起立全員です。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。
日程第8 議案第29号 中川村固定資産評価審査委員会委員の選任について
を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 提案理由の説明を求めます。

○村 長 議案第29号 中川村固定資産評価審査委員会委員の選任について提案説明を申し上げます。

氏名、芦澤文博さん。

生年月日、昭和25年9月18日。

住所、中川村片桐4635番地17でございます。

芦澤さんには平成18年5月1日から固定資産評価審査委員会委員をお務めいただ
いており、本年4月30日をもって任期満了となります。

この間、適確な審査をしていただいております、引き続き固定資産評価審査委員会委員
として選任をいたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意をお願い
するものであります。

ぜひともご同意を賜りたく、お願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これより質疑、討論を行います。

質疑、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 質疑、討論なしと認めます。

これより採決を行います。

なお、人事案件の採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議 長 全員起立です。よって、議案第29号は同意することに決定をしました。
日程第9 議案第30号 平成26年度中川村一般会計補正予算(第7号)
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○副 村 長 それでは、議案第30号 平成26年度中川村一般会計補正予算(第7号)について
ご説明をいたします。

予算の総額に2,730万円を追加し、予算の総額を35億1,770万円とするものでござ
います。

繰越明許費は第2表の繰越明許費補正によるものであります。

3ページをごらんください。

繰越明許費の補正であります、追加でありまして、今回、補正を行います地方創
生先行型事業すべてを繰り越すものでございます。金額は3,057万4,000円でありま
す。これにつきましては、年度内の完了が困難であることによるためでございます。

6ページをごらんください。

歳入であります。

16款 国庫支出金、総務費国庫補助金で2,723万9,000円でございます。地域活性
化地域住民生活等緊急支援交付金、地方創生先行型でございます。これは国から割り
当てられた額になります。

7ページの22款 諸収入で収支の調整を行うものであります。

8ページをごらんください。

歳出は、総務費で新たに 2274 事業 地方創生先行型事業をおこします。所管につきましては総務課、保健福祉課、振興課になります。

10 ページの予備費で収支の調整を図ります。

事業の内容につきましては、別にお配りしてあります A 4 横長の補正予算説明資料をごらんいただきたいと思えます。

地方先行型事業は、表にごございます事業名 1 の中川村地方人口ビジョン総合戦略策定事業以下 7 つの事業を行うものであります。3 月 11 日の議会全員協議会で内容はご説明したところでありますが、国との調整が整いつつありまして、事業執行に必要な金額の調整をして計上をいたしました。

右から 3 列目の事業内容、経費内容で説明をさせていただきます。

総合戦略策定検討委員会報酬等につきましては委員会の設置費用でありまして、委員は、産業界、金融機関を初めとしまして、女性、若者など、村民から 30 人ほどを予定しております。

地方人口ビジョン総合戦略策定支援業務につきましては、住民の意向調査、人口推計データの分析、推計、施策検討支援業務の委託料であります。

2、婚活サポート事業の結婚相談事業であります。結婚相談員の設置で、社協への委託を想定しております。

婚活支援事業負担金につきましては、村営農センターが実施します婚活イベントへの負担金であります。

結婚情報サービス登録用保証につきましては、民間の結婚相談事業所等の入会時に必要な経費の一部補助で、上限 5 万円を想定しております。

3 の少子化対策事業、未満児対応等臨時職員配置につきましては、入所希望の多い未満児対応と発達支援の加配の臨時保育士確保のための費用で、現在では予算上 2 人分を計上いたしましたところであります。

4 の防災対策事業、雨量計システムの関係につきましては、現在、村内にあります柳沢、牧ヶ原に加えまして大草地区に 2 カ所、片桐地区に 2 カ所に雨量計を増設するものであります。

5 の関係のチャオ及びチャオ周辺活性化支援アドバイザーにつきましては、チャオと周辺の地域の開発の可能性、展望について支援を受けるものであります。

農業・観光振興組織設立検討会負担金につきましては、村の農業及び観光の振興を図るための法人設立に向けた検討を行う検討会への負担金になります。

チャオ外トイレの洋式化につきましては、多くの方の利用があります公衆トイレの洋式化を図っていくための工事費であります。

6 の新規就農者育成事業負担金につきましては、関東や関西方面で行われます就農懇談会に参加し、新規の就農希望者確保を図るとともに、就農者を受け入れるための村内の里親の方の支援を受けるための事業負担になります。

7 のジビエ活用事業につきましては、ジビエのメニュー検討、新たな加工品の研究開発とジビエ肉などの販路の拡大を図るものであります。

また、安全なジビエ肉の供給に向けて金属検出機器を購入する経費となっております。総額で 3,057 万 4,000 円であります。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。よって、議案第 30 号は原案のとおり可決されました。

日程第 10 請願第 1 号 米価対策の意見書を求める請願

を議題といたします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長

請願第 1 号 米価対策の意見書を求める請願の審査結果を報告いたします。

去る 3 月 2 日の議会本会議において総務経済委員会に付託されました請願第 1 号米価対策の意見書を求める請願について、4 日、役場第 1 委員会室において委員全員出席のもと、慎重に審査いたしました。

審査の結果は賛成多数で採択すべきものと決しました。

請願の趣旨は、2014 年度産米価格は、J A 概算金が最低水準となり、11 月の相対相場では 1 万 1,261 円、労賃、物財費さえ確保できない価格では、経営は維持できず、そのしわ寄せが大規模経営や集落担い手層の経営に集中しています。政府が米直接支払交付金を半減し、米価変動補填金を廃止したため、生産者には二重三重の困難をもたらしています。価格の暴落と流通の停滞の原因は過剰米にあることは明らかである。過剰米の市場改良を官民挙げて実施していくなど、米価の需要調整に乗り出し、米価の回復を図ること、米直接支払交付金の半減処置と米価変動補てん交付金の廃止を撤回し、農家の経営安定対策を図ることなどであります。

審査の過程で出された意見は次のとおりです。

「タイムリーに国に上げていくように。」「このままでは法人でもやっていけない。」「ヨーロッパでは国がきちんと補助している。」「米が食えて飯が食えない。」「水田は治山治水に貢献している。」など、なお、趣旨採択でもよいのではないかと意見もありました。

以上、報告といたします。
 慎重なご審議をお願いいたします。
 ○議長 委員長報告を終わります。
 これより委員長報告に対する質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議長 質疑なしと認めます。
 これより討論を行います。
 ○3番 (松澤 文昭) 私は賛成の立場で討論を行いたいというふうに思います。
 平成26年度の米の価格下落、加えて直接支払制度の減額ということにつきましては、先ほども話がありましたけれども、農地の集積を進めてきた大規模な農家が一番被害を被っているというふうに思うわけであります。やはり、国は所得倍増を目指した新たな農業農村政策を推進しているわけでありますけれども、これも達成が難しいというような状況になっているというふうに思うわけであります。こういう状況下でも、政府は、なかなか、米の需給調整を行わないということで、ならし対策のみで対応するようなことを申しているわけでありますけれども、やはり、ならし対策には課題も多く、限界があるというふうに思っているわけでありまして、米の需給バランスを政府が責任を持って行うことが大事だと思うわけであります。そういう意味で、政府が責任を持って米の需給調整をすることを要望いたしまして、私の賛成討論といたします。
 ○議長 長 ほかにも討論はありませんか。
 ○5番 (中塚礼次郎) 私は、米価対策の意見書提出に賛成の立場で討論いたします。
 今、政府は地方創生を経済政策の大きな柱に掲げ、地方の活性化、地域経済の再生に取り組もうとしております。
 私は、地方創生、地方の活性化のためには、まず農業、農家を元気にするということだというふうに考えます。
 今の米価暴落をそのまま放置しておけば、最も大きな影響を受ける大規模農家、そして農業離れを招く本当に深刻な状態になりかねません。
 米の需給対策を放棄する方針の撤回と需給と価格の安定の米政策の確立を強く求めまして、賛成討論といたします。
 ○議長 長 ほかにも討論はありませんか。
 これで討論を終わります。
 これより採決を行います。
 この請願に対する委員長報告は採択です。
 この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 ○議長 長 全員賛成です。よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定をしました。

日程第11 請願第2号 TPP交渉に関する請願
 を議題といたします。
 本件は総務経済委員会に付託してあります。
 総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。
 ○総務経済委員長 請願第2号 TPP交渉に関する請願の審査結果を報告いたします。
 去る3月2日の議会本会議において総務経済委員長に付託されました請願第2号 TPP交渉に関する請願について、4日、役場第1委員会室において委員全員の出席のもと、慎重に審査いたしました。
 審査の結果は全員賛成で採択すべきものと決しました。
 請願の趣旨は、昨年末に合意を目指したTPP交渉は、日米間はもとより交渉参加国間の深刻な利害対立から合意を断念せざるを得ませんでした。TPPは、農林漁業への甚大な影響のみならず、食の安全、医療制度、保険など、国民に広く影響を及ぼし、I S E条項によって国家主権が脅かされるなど、TPPに対する国民の懸念が広がっているもとの合意を断念したことは当然のことでした。TPP合意を目指すオバマ政権は年明けから日米事務レベル協議を再開し、安倍内閣も日米が連携した交渉を促進する立場を繰り返し表明するなど、依然として緊迫した状況にあります。政府は、農産5品目の関税撤廃が除外できない場合は交渉から離脱することも明記した衆参両院の農林水産委員会決議を順守することを約束、与党も一連の選挙公約で繰り返し国民に約束しました。国益を守るためにもTPP交渉に関する国会決議を順守し、守れない場合は交渉から撤退することなどを審議しました。
 審査の過程で出された意見は次のとおりであります。
 「TPPは農業だけのように見えるが、あらゆる問題です。政府は、国会の決議を守るべきだ。」「中川村の村民の生活を守るためにも賛成したい。」
 以上、報告といたします。
 慎重なご審議をお願いいたします。
 ○議長 長 委員長報告を終わりました。
 これより委員長報告に対する質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議長 長 質疑なしと認めます。
 これより討論を行います。
 討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議長 長 討論なしと認めます。
 これより採決を行います。
 この請願に対する委員長報告は採択です。
 この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]

○議長 全員賛成です。よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択することに決定をしました。

日程第12 請願第3号 地方自治の堅持を日本政府に求める意見書提出に関する請願書

を議題といたします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 請願第3号 地方自治の堅持を日本政府に求める意見書提出に関する請願書の審査結果を報告いたします。

去る3月2日の議会本会議において総務経済委員会に付託されました願第3号 地方自治の堅持を日本政府に求める意見書提出に関する請願書について、4日、役場第1委員会室において委員全員の出席のもと、中塚紹介議員に説明を受け、慎重に審査をいたしました。

審査の結果は、賛成多数で趣旨採択すべきものと決しました。

請願の趣旨は、都道府県や市町村などの地方自治は住民の意思に基づいて自主的、自立的に住民福祉の増進を図る公共団体です。地方自治法は、憲法第8章によって保障され、実態を備えた地域の社会的基盤であり、その機能を法律をもって奪うことは許されないと最高裁判決が下りています。昨年、名護市長選挙、沖縄県知事選挙、衆議院選挙で、それぞれの住民は辺野古への新基地建設を反対する意志を明らかにしました。政府は総選挙のわずか1ヶ月後に振興予算削減案を発表した。県知事は、話し合いのため何度も上京し、首相や防衛大臣に面会を求めましたが、きょうの時点で実現していません。

沖縄県知事の求める首相及び関係大臣との面談を速やかに実現すること、沖縄振興予算削減をする予算案を白紙に戻すなど、慎重に審議いたしました。

審査の過程で出された意見は次のとおりです。

反対討論として、「願意はよくわかった。国のことであり、外交面もある。直接住民益に関する場合は取り上げては。」賛成討論、「中川村に直接関係ないとは言えない。沖縄県知事は、直接、アメリカと交渉したいと言っている。誰でもわかること。」などでありました。

なお、少数意見の留保が出されております。

以上、報告といたします。

慎重なご審議をお願いいたします。

○議長 委員長報告を終わりました。

次に、本件につきましては、鈴木絹子議員から会議規則第76条第2項に規定によって少数意見の報告書が提出されております。

少数意見の報告を求めます。

○4番 (鈴木 絹子) 少数意見報告書。

3月4日の総務経済委員会において留保した意見を次のとおり会議規則 76条第2項

の規定により報告します。

1、受理番号第3号、地方自治の堅持を日本政府に求める意見書提出に関する請願書。

2、翁長沖縄が東京に出向いて安倍首相や防衛大臣に面会を求めたが、首相も大臣も会わなかったという報道を見たとき非常に驚きました。政界のいじめとしか思えないような中身は、意見の違う人とは会わないという誰でもわかるようなものであり、決して看過できません。本文のとおり、また、大原議員の発言のとおり、これは沖縄だけの問題ではなく地方自治の原則の問題で意であり、中川村の問題と置きかえることもできるものと考え、採択とします。

○議長 これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

○2番 (湯澤 賢一) 地方自治の尊重を日本政府に求める意見書提出に関する請願が趣旨採択との総務経済委員長の報告でしたが、私は、趣旨採択に反対し、原案どおりの採択とすべきであるとの立場から討論いたします。

私は、意見書の提出を求めてきている住民の請願や陳情に対して、趣旨には賛成だが意見書は提出しないという、いわゆる趣旨採択という議会としての腰の引け方、あるいはあいまいな結論を、本来、出すべきではないと考えております。議員は、いつも白か黒かの態度を明確にし、その上で有権者の判断を仰ぐ覚悟で議会に臨むべきだと考えております。

請願趣旨にありますように、地方自治体は国の下部機関ではなく、対等な立場で国家全体の調整を図り、役割分担をなすべきものです。

ご存じのように、沖縄県民は、名護市長選挙、沖縄県知事選挙、衆議院選挙の各選挙で住民の意思を明らかにしました。そして、県知事は何度も上京して首相や防衛大臣に話し合いを求めましたが、しかし、まだ話し合いは実現せず、工事を推し進めようとしております。

現在、沖縄に起こっていることは、沖縄だけの問題ではありません。今まで、私は、何かの折、再三に述べておりますように、人の体に例えれば、小指の痛みは小指だけの痛みではなくて、全身が共有する痛みであり、沖縄の痛みは全国民の共有する痛みであるべきであると考えております。これは自治体も同じことだと思います。

請願の趣旨は、沖縄県民の求める首相及び関係大臣との面談を速やかに実現すること、沖縄辺野古新基地建設を誘導するための予算削減等の懸念を抱かせる今回の沖縄振興予算案を白紙に戻すことでもあります。この請願や意見書の内容は国家の防衛論に踏み込んでではなく、地方自治体が国家に対して求める当然の要求であり、今、沖縄で起こっていることでも、内容は地方自治体の根幹にかかわることでもあります。

○議 長 私は、総務経済委員会の少数意見に賛成し、趣旨採択には反対いたします。

○5 番 ほかに討論はありませんか。

(中塚礼次郎) 私は、地方自治の堅持を求める意見書の提出について、委員長報告の趣旨採択ということには反対をいたします。提出に賛成の立場で討論をいたします。

戦後70年が問いただされておりますが、沖縄には終戦がありません。あの悲惨な沖縄戦では、日本軍に自決を迫られ、手りゅう弾を2個手渡され自決をしていった多くの島民がいたこと、日本本土の防波堤となり戦った島民ですが、沖縄ということでひどい差別、その中でも方言も禁じられたということで、なぜ禁じられたかということ、沖縄の人たちが方言でしゃべると同じ日本軍でも言葉がわからなかったということだということです。方言を使えばアメリカのスパイというふうにされたというふう聞いております。

日本にあるアメリカ軍の基地は70%も沖縄が占めているということで、基地が戦後ずっと居座り続けております。昨年の名護市長選、沖縄県知事選、衆議院選であらわした民意、沖縄の人たちは、もう基地は要らない、本当に自分たちの郷土を自分たちの手に、ただそれだけの願いです。あの美しい辺野古に普天間以上の機能と規模を持った巨大な基地ができてしまえば、100年、いや、200年以上もずっと基地は居座り続けます。

私は、地方自治を守るためにも、沖縄県民の求める首相、関係諸大臣との面談の速やかな実現と振興予算削減案を白紙に戻して話し合うことを求めて、趣旨採択に反対の討論といたします。

○議 長 ほかに討論はありませんか。

○8 番 (大原 孝芳) 私も趣旨採択の反対の立場で討論いたします。

この今回の請願は、沖縄の県知事が話し合いたい、あるいは振興予算を削ってほしいと、そういった趣旨に対して、きちんとやってほしいという、そういった非常に明確な請願でございます。決して辺野古の基地に対して反対とか、そういったことを言っている請願ではございません。要は、例えば、中川村について、皆さん、住民の皆さんも考えてみていただきたいと思います。もし、この中川村に国が、もし、例えばです。原発の要らない物を中川村へ持ってこようとしたときに、当然、私たちは反対いたします。そうしたときに、国県によって、この村にそういったものを強引につくられたときに、皆さんはどういたしますでしょうか。今、沖縄では、ああいった基地があるわけですが、日本の安全というのは、今、沖縄のそういった犠牲によって、私たちは、今、安全を享受させていただいているわけでございます。したがって、これは決して沖縄県民だけの問題ではございません。もし、これが国と沖縄だけの問題だとしたら、これは大変な大きな間違いでございます。このように考えますと、沖縄県民に、こういった、今、非常に大きな問題がかかるときに、中川村村民が何も考えずに、また、こうしたことに対して何も興味を持たずにいたとしたら、これは非常に国民として恥ずかしいことでございます。

私は、こういったことを考え、また、住民の皆さん、中川村の住民にとっても非常

に大きな問題である、そして、それに対して中川村議会が、きちんとそれに対して、国に対して物を言えないといった、また、特に議会として何も言えないということは、非常にこの議会の尊厳にかかわる問題だと考えます。

したがって、この問題に対しては、きちんと請願、意見書を出し、中川村の村民を代表して国に対してきちんと意見書を提出すべきと思ひ、この趣旨採択に反対をいたします。

○議 長 ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この陳情に対する委員長報告は趣旨採択です。

この陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議 長 賛成多数です。よって、請願第3号は委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定をしました。

ここで暫時休憩とします。

[午後3時15分 休憩]

[午後3時25分 再開]

○議 長 会議を再開します。

ただいまの少数意見の報告の中で不適切な発言、文言がありましたので訂正を提案者よりお願いします。

○4 番 (鈴木 絹子) 「意見の違う人とは会わないという」の次のところの「子どもでもわかるようなものであり」と言いましたけれども、「誰でもわかるようなもの」ということでの訂正をお願いしたいと思います。

○議 長 「子どもでも」というような表現の発言であったわけですが、「誰でも」というふうに訂正をするということですので、お願いをします。

○6 番 (柳生 仁) 委員長報告で不適切なところがありましたので訂正をお願いいたします。

賛成討論の中で「小学生でもわかる」と発言いたしました、この文言、「小学生」を「誰でも」という表現に訂正をお願いします。

○議 長 委員長報告につきましても、今ありましたように「小学生でもわかる」という文言については不適切ということで、「誰でもわかる」というふうに訂正がありましたので、そのように確認をいただきたいと思ひます。

日程第13 発議第1号 政府による米価対策を求める意見書の提出についてを議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○7 番 (小池 厚) それでは、政府による米価対策を求める意見書の本文を朗読して提案にかえます。

2014年産米価格は、JA概算金が最低水準になったのに加え、2014年11月の相対価格が1万1,261円と前月をさらに下回る異常な価格で推移しています。労賃はもとより物財費さえ確保できない価格では、どんな経営努力を講じても経営は維持できず、そのしわ寄せが大規模経営や集落営農組織等の担い手層の経営に集中しています。しかも、政府が米直接支払交付金を半減し、米価変動補てん交付金を廃止したために、生産者に二重三重に困難をもたらしています。

政府は、多くの農家や関係者の米価対策を求める世論に押されて融資やコスト削減への助成などを打ち出していますが、米価本体に影響を与える対策を打ち出さず、需給にかかわる対策については、もっぱら民間任せに終始しています。

今回の米価暴落は、このまま何も手を打たなければ、最も影響を受ける大規模農家を含め、離農がなだれ落ちるように進み、地域農業の維持や農村集落にも深刻な影響をもたらしかねません。それはまた日本の食料自給率の一層の低下を招くことになることは明らかです。

政府が過剰米の市場隔離を官民挙げて実施し、米穀の需給調整に直ちに乗り出し、需給と価格の安定に責任を持つ米政策を確立するとともに農家の経営安定対策を図ることを強く求めます。

以上です。

○議 長 説明を終わりました。
これより質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。
日程第14 発議第2号 TPP交渉に関する意見書の提出についてを議題といたします。
朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○8 番 (大原 孝芳) では、案文を朗読して説明とさせていただきます。

TPP交渉に関する意見書

昨年末に合意を目指したTPP交渉は、日米関係はもとより交渉参加国間の深刻な利害対立から合意を断念せざるを得ませんでした。TPP交渉は、農林業への甚大な影響のみならず、食の安全、医療制度、保険など国民生活に広く影響を及ぼし、ISD条項によって国家主権が脅かされるなど、TPPに対する国民の懸念が広がっているもとで合意を断念したことは当然のことでした。

しかし、春の段階でのTPP合意を目指すオバマ政権は、年明けから日米事務レベル協議を再開し、安倍内閣も日米が連携して交渉を促進する立場を繰り返し表明するなど、依然として緊迫した状況にあります。

政府は、この間、交渉に当たっては農産物5品目の関税撤廃が除外できない場合は交渉から離脱すること等を明記した衆参両院の農林水産委員会決議を順守することを約束し、与党も一連の選挙公約で繰り返し同様のことを国民に約束してきました。

しかし、現実には、日本政府が国益を明け渡す譲歩を繰り返しているのに対し、アメリカは1つ譲れば2つよこせ、2つ譲れば全部よこせとばかりに全面譲歩を要求しています。こうした交渉が続けば、日本がさらに譲歩し、国益を全面的に投げ捨てることにつながりかねません。もはや国益を守るためには交渉から撤退する以外にありません。

政府は、TPP交渉に関する国会決議を順守するとともに、守れない場合は交渉から撤退することを強く求めます。
よろしくご審議をお願いします。

○議 長 説明を終わりました。
これより質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。
日程第15 委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。
議会運営委員長、総務経済委員長及び厚生文教委員長から議会会議規則第75条の規定によりお手元に配付をしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。
本件について、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をしました。

これで本定例会の会議に付された事件の審議はすべて終了をしました。

ここで村長のあいさつをお願いします。

○村長 平成 27 年 3 月定例会閉会に当たり、一言、御礼のあいさつを申し上げます。

今定例会におきましては、提出申し上げました議案をすべて原案のとおりご承認をいただき、まことにありがとうございました。

特に平成 26 年度の補正予算、また、来年度の当初予算と細かな数字を慎重にご審議いただきましたことには感謝を申し上げます。

今回より来年度予算の審査は特別委員会による新しいやり方となり、議会改革に向けての議員各位の熱心なお取り組みにも敬意を表する次第であります。

また、本日は、固定資産評価審査委員会委員の選任の案件とまち・ひと・しごと創生法の地方創生先行型事業の補正予算もお認めをいただきました。同法に関しては、来年度、長期ビジョンと総合戦略を立てねばなりません。中川村の課題克服のため、利用できるものはしっかり利用していく考えでありますので、議員各位の引き続きのご支援をお願い申し上げます。

ようやく春の気配が感じられるようになってきました。ことしが天候に恵まれ、農作業が順調にはかどること、そして、議員各位がご健勝にてますますご活躍をくださることを祈念申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

大変ありがとうございました。

○議長 これ为本日の会議を閉じます。

以上をもって平成 27 年 3 月中川村議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後 3 時 3 8 分 閉会]

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____